

# 川崎市消費者訴訟費用貸付資金事務取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第10条及び第14条に規定する消費者訴訟に要する費用の貸付けの範囲及びその額に関し必要な事項を定めるものとする。

## (貸付けの範囲)

第2条 規則第10条第1項に規定する費用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 裁判手続費用とは、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第2章の規定により裁判所に納める費用をいう。
- (2) 弁護士費用とは、弁護士の着手金、報酬金その他の弁護士費用で市長が相当であると認める費用をいう。
- (3) その他消費者訴訟に通常要すると認められる費用とは、書証作成費用、通信連絡費用等訴訟上必要な費用をいう。

## (貸付けの額)

第3条 規則第10条第2項に規定する貸付額は、訴訟1件につき審級ごとに100万円以内とする。

## (追加貸付けの額)

第4条 規則第14条第1項に規定する資金の追加貸付けは、当該訴訟における貸付金の合計額が前条に規定する貸付限度額を超えない範囲とする。

## 附 則

### (施行期日)

この要領は、平成21年1月19日から施行する。